

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	中央自動車工業株式会社	コード	8117
提出日	2023/6/2	異動(予定)日	2023/6/28
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において、社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	久保井聡明	社外取締役	○													○			有
2	AHMED SAJJAD	社外取締役	○														○		有
3	中山正隆	社外取締役	○													○		新任	有
4	具足彰治	社外取締役	○														○		有
5	堀内武文	社外取締役	○														○	新任	有
6	大澤秀美	社外取締役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	当社は久保井聡明氏が代表を務める法律事務所と顧問契約を結んでおりますが、報酬等の観点から独立性を妨げるものではありません。(過去3年間平均の報酬の割合は同事務所の総収入額の0.5%未満)	弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、企業法務を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。また、所属法律事務所代表者との顧問契約に係る報酬等の観点からも独立性を妨げるものではありません。以上のことにより、一般株主との間で利益相反が生ずるおそれなく、取締役会の透明性の向上およびコーポレートガバナンスの強化に繋がるものと判断し選任いたしました。
2	該当事項はございません。	大学教員として高い見識と幅広い経験に基づき、当社の風土・文化にとらわれないグローバルで客観的視点から経営の監督を遂行するに適任であります。以上のことにより、取締役会の透明性の向上およびコーポレートガバナンスの強化に繋がるものと判断し選任いたしました。 また、左記の通り上記aからのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生ずるおそれなく、取締役会の透明性の向上およびコーポレートガバナンスの強化に繋がるものと判断し選任いたしました。
3	当社は中山正隆氏が所属する法律事務所代表者として顧問契約を結んでおりますが、報酬等の観点から独立性を妨げるものではありません。	弁護士としての専門知識と豊富な経験を有し、現在社外監査役として、弁護士としての専門的見地から意見を述べる他、取締役の職務執行に助言をいただいております。その経験と見識を引き続き、当社の監査体制に活かしていただくため、選任いたしました。
4	該当事項はございません。	長年にわたり金融機関に在籍し、豊富な経験と財務に関する高い見識を有しており、常勤監査役として、議論の妥当性・適正性を確保するために発言を行っております。その経験と見識を引き続き、取締役会の透明性の高い意思決定機能および監査・監督機能の強化に反映していただくため、選任いたしました。 また、左記の通り上記aからのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生ずるおそれなく、取締役会の透明性の向上およびコーポレートガバナンスの強化に繋がるものと判断し選任いたしました。
5	該当事項はございません。	他社での企業経営に関する豊富な経験と高い見識から、疑問点を明らかにするため適宜質問するとともに、経営的視点から取締役会の意思決定の監視と有効な助言・減速を行っております。その経験と見識を、取締役会の透明性の高い意思決定機能および監査・監督機能の強化に反映していただくため、選任いたしました。 また、左記の通り上記aからのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生ずるおそれなく、取締役会の透明性の向上およびコーポレートガバナンスの強化に繋がるものと判断し選任いたしました。
6	該当事項はございません。	企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、その経験と見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、独立した立場から、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレートガバナンス体制の強化に寄与していただくため、選任いたしました。 また、左記の通り上記aからのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生ずるおそれなく、取締役会の透明性の向上およびコーポレートガバナンスの強化に繋がるものと判断し選任いたしました。

4. 補足説明

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社としての社外役員の独立性基準を定めており、以下のいずれの基準にも該当していない事を確認の上、独立性を判断しております。

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の間相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。